

中部大学杉井ジオメンバーズ(C.S.G.M)会則

第1条 (名称)

本団体は、中部大学杉井ジオメンバーズ、略称 C.S.G.M と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員及び中部大学工学部都市建設工学科杉井研究室との親睦と交流を深めることを目的とする。

第3条 (所在地)

本会の所在地を中部大学工学部都市建設工学科杉井研究室に置く。
(〒487-0027 愛知県春日井市松本町 1200 中部大学工学部都市建設工学科内)

第4条 (事業)

本会体は、前条の目的を達成するために以下の活動をする。

- 1 年1回春の総会を開催（遠隔またはハイブリッド形式）
- 2 中部大学工学部都市建設工学科杉井研究室との交流会（記念イベント含む）
- 3 杉井研究室同窓生間の親睦会
- 4 会員名簿の作成・管理
- 5 Web ページを通しての情報発信

第5条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 旧称「中部大学工学部土木工学科」及び、「中部大学工学部都市建設工学科」杉井研究室の卒業生、修了生、若しくはそれに相当する者
- 2 その他、本役員会が会員とすることを適当と認めた者

第6条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第7条 (役員)

- 1 本会体は、次の役員を置く。
 - (1) 会 長
 - (2) 副 会 長
 - (3) 幹 事 長
 - (4) 学年代表幹事
 - (5) 会 計
 - (6) 監 事
- 2 会長は、本会を代表し、役員会を管理し運営に努め、臨時役員会議の招集ができる。
- 3 副会長は、会長と共に、会長の補佐し、会長不在の場合は、本会の代表となる。
- 4 幹事長は、総会を企画し、会員招集、開催、運営等の会務を統括する。
- 5 学年代表幹事は、日常の会務および同学年卒会員への連絡を行う。
- 6 会計は、事業年ごとに予算・決算報告書を作成し監査を受け、総会にて報告する。
- 7 監事は、事業年ごとに会計監査をおこなう。

第8条 (会長・副会長)

- 1 総会において、会長1名、副会長1を選出する。
- 2 会長および副会長の任期は選任年度の翌年度の総会終了時までとする。但し、再任は妨げない。

第9条 (幹事長)

- 1 総会において、幹事長1名を選出する。
- 2 任期は選任年度の翌年度の総会終了時までとする。但し、再任は妨げない。

第10条 (学年代表幹事)

- 1 各学年に入会時に1名ずつ選出する。
- 2 任期は継続し、都合により交代の場合には幹事長の了承を得る。

第11条 (会計)

- 1 総会において、会計1名を選出する。
- 2 任期は選任年度の翌年度の総会終了時までとする。但し、再任は妨げない。

第12条 (監事)

- 1 総会において、監事1名を選出する。
- 2 任期は選任年度の翌年度の総会終了時までとする。但し、再任は妨げない。

第13条 (役員)の補充・変更)

役員が脱会及び、正当な理由により、やむなく役員業務遂行が不可能となった場合臨時役員会議において、学年代表幹事より代行者を選出し、補充、変更するものとする。但し、役員3分の2以上が、正当な理由であると認められる場合に限る。尚、補充、変更による代行役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第14条 (総会)

- 1 本会の定時総会は、年1回開催することを原則とし、臨時総会は役員会が必要と認めるときに開催する。
- 2 総会の招集は、役員会の決議により、会長が行う。招集はLINE、本会ウェブページでの告示、その他役員会が相当と認める方法で行う。
- 3 総会は、事業方針の承認、予算・決算の承認、学年代表幹事の選任、その他重要事項の決定をする。
- 4 総会の定足数は18名とする。
- 5 総会の決定は出席者の過半数による。

第15条 (活動費用)

本会の活動に関する費用は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第16条 (会員の除名)

会員が本会の名誉を汚す行為、及びそれに準ずる行為をなした場合、年度末総会、臨時役員会議を受け、会長の決定にて除名することができる。

第17条 (会則の変更)

- 1 本会の会則の変更は、総会において出席者の過半数の承認を得ることを要する。
- 2 緊急又は早急に対処しなければならない事項においては、役員全員の賛同により、仮決定として対処することができる。

附則

- 1 本会則は、令和6年1月27日より施行する。